

# 熱中症になったときは…



## 熱中症の応急処置

自分または周りの人が熱中症かなと思ったら、早めに応急処置をして、重症にならないようにしましょう。

体を冷やす(水をかけたり、冷やしたタオルや氷などを首、わきの下、足の付け根にあてたりしましょう)



涼しい場所に移動しましょう

衣服を緩めて体を楽にしましょう

水分補給をしましょう(自力では水が飲めない場合は緊急事態です。救急車を呼びましょう)



## 熱中症の症状

熱中症は急に悪化することがあるので、様子の変化に注意してください。症状が改善しないときは、医療機関を受診しましょう。

### 軽い症状 注意してください!

- めまい、たちくらみ
- 筋肉のけいれん
- 元気がない
- うとうと居眠り
- 汗がどんどん出てくる

急いで水分を取りましょう!



### やや重い症状 危険な状態です!

- だるい
- 頭痛
- 吐き気
- おう吐

早急に  
応急処置を!



### 重い症状 緊急事態です!

- 意識不明
- 言動がおかしい
- 呼吸が速い
- 手足が動かない
- 体温が高い
- ひきつけ

119番!!

救急車を  
呼んで  
ください!



### 周囲の人とのつながりを

普段から家族と連絡を取り合ったり、近所の人とあいさつを交わしたりして、困ったときに助け合えるようにしておきましょう。

### こちらも参考にしてください

環境省熱中症予防情報サイト  
(<https://www.wbgt.env.go.jp>)  
右記二次元コードからもご覧になれます。



## 不要になる物品を売却します

公開日に物品説明を行います。現状での引き渡しとなりますので、入札に参加予定の方は、必ず公開日に車両を確認してください。入札に必要な書類は公開日に配布します。

物品名	除雪ドーザ(秋00ま3031)	除雪ドーザ(秋00ま3286)
型式等	キャタピラー 936	キャタピラー 936
初年度登録	昭和60年10月	昭和61年10月
車検満了期日	令和5年9月28日	令和6年10月15日
走行距離	—	45,002km(5/31現在)
走行時間	11,350時間	9,980時間
その他	距離メーター故障	—



### ■公開・入札日程について

公開日時◆7月19日(水) 午前9時～午前11時30分  
 公開場所◆北除雪センター前(美郷町役場敷地内)  
 入札日時◆7月27日(木) 午前9時  
 入札場所◆美郷町役場2階 第1会議室

参加資格◆美郷町民または美郷町に主たる事業所を有する法人で町税および公共料金を滞納していない方  
 その他◆代金納入後、速やかに搬出していただきます。車両の搬出作業および搬出費用、文字塗装の消去、名義変更などの一切の費用は、購入者の負担となります。

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

## 国民健康保険税についてのお知らせ

令和5年度の納税通知書を7月上旬に送付します。国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へお届けしますので内容をご確認ください。

次の①から③の合計額が、4月から翌年3月までの1年間の税額です。加入者の異動がある場合は月割で計算します。

国民健康保険加入者全員および世帯主の前年中の所得合計額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます(申請不要)。

※所得不明(未申告)の方がいると、軽減を受けられない場合があります。

### ■令和5年度の税率等について(所得割額の税率は令和4年度から変更なし)

税額の内訳	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分※1
①所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.7%	1.7%
②均等割額(加入者数に応じて計算)※2	23,800円	8,000円	7,500円
③平等割額(1世帯分として計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額(上限額)※3	65万円	22万円	17万円

(※1)介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象です。(※2)未就学の加入者がいる場合、その児童の均等割額が5割軽減されます。(※3)賦課限度額が国の税制改正により変更され、後期高齢者支援金分が20万円から22万円となります。医療保険分と介護保険分は変更ありません。

### ■納付方法について

- ①普通徴収(7月～翌年1月までの7期に分けて納付)  
納付書による納付、口座振替、決済アプリ、地方税お支払サイトと複数の納付方法があります。
- ②特別徴収(年金からの天引き)  
必要な項目に該当する方は、特別徴収となります。  
※要件を満たすと口座振替に変更することもできますので、町税務課へご相談ください。

### ■減免・軽減について

- ①経済的な理由により納付が困難な方  
減免の対象となる場合があります。

### 申請期限◆納期限まで

- ・減免を受けたい場合は申請が必要です。申請は納税通知書がお手元に届いてからとなります。
- ・減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。
- ・納期限を過ぎた分や、すでに納付された分は減免できません。
- ②会社都合等により退職し、やむを得ず国民健康保険に加入する方  
要件を満たすと税額が軽減されます。加入手続の際にご相談ください。

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせずお早めに町税務課へご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902